

公 告

下記の委託業務について、プロポーザル方式により事業者を募集するため、公告する。

令和6年4月8日

御所市長 東川 裕

1 業務概要

(1) 事業名

御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から2025年(令和7年)3月31日まで

(4) 提案上限額

9, 196千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は契約時の予定価格ではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第124号)による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 御所市物品購入及び業務委託等に係る競争入札等の参加資格等に関する要綱(平成23年告示第134号)第2条に定める「令和5年度御所市業務委託等競争入札等参加資格者名簿」の業種区分「ソフトコンサルタント(測量・建設コンサルタントを除く)」の営業種目「指針・計画策定」に登録されていること。
- (4) 過去10年以内(平成26年4月1日から令和6年3月31日まで)に、地方公共団体との間で「まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る構想や計画の策定支援業務」を元請として完了した業務実績を有していること。
- (5) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

- (6) 本事業を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（3名以上）及び照査技術者（1名）を配置すること。但し、各技術者の兼任は不可。また、配置される管理技術者、担当技術者（1名以上）、照査技術者は直接的な雇用関係にある者とし、そのうち管理技術者にあつては「企画提案書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）第21条の再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (10) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、これに加入していること。
- (11) 公告の日において、営業を開始してから1事業年度（12か月）以上を経過していること。

3 選定方法

本事業に係る事業者の選定は、本市職員で構成する「御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援事業者選定部会」において、参加申込書ほか提出書類を基に1次審査を行い、企画提案者を決定する。その後、企画提案書ほか提出書類及びヒアリングの内容をもって最終審査を実施し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。

4 参加に係る資料及び様式集の配付

(1) 配付方法

御所市ホームページよりダウンロード

(2) 配付期間

令和6年4月8日(月)から4月22日(月)まで

5 参加申込書等提出期限

令和6年4月15日(月) 午後5時必着

簡易書留郵便又は持参

6 担当・提出先

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3(御所市役所 新館2階)

御所市役所 企画政策部 企画政策課内

御所市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援事業者選定部会

電話:0745-62-3001(内線323)

電子メール:kikaku@city.gose.nara.jp